登録少額包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の２の３の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年９月26日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	３ＰＬＡＴＺ株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目３番２号　ＮＡＸビル９階
登　録　番　号	（少）第３号
営業廃止年月日	令和７年９月１日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告